

「分納誓約と差押え」とのご意見についてご回答いたします。

令和2年1月22日 掲示

日頃より、大田原市政につきまして、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。ご意見のありました「分納誓約と差押え」について回答いたします。

納付期限を過ぎた税金は一括で納付しなければなりません。例外的な措置として、災害・倒産・失業・病気・著しい収入の減少、その他類する事実があったときなど、正当な理由により一括で納付できないと判断される場合には、申し出により、半年間を目安として分割による納付を認めています（最大1年以内。担保の提供を求めることもあります。）。

なお、車や住宅、教育ローンなどを優先して支払うため納期内の納税ができない等の理由は認められません。

分納誓約に基づき分納している場合でも、完納とされない限り滞納として扱われるため、督促状や催告書が送付される場合もあります。

また、分納期日が遅れるときや金額が少なくなるとき、または家計の収支状況が変化したときなどは、必ず事前にその旨をご連絡いただき、次回以降の分納誓約期間中に分納の遅れた分を含めて、当初予定した期間内に完納できるよう納付計画を立て、市の了解を得てください。

分納誓約の不履行により、分納誓約が解除された場合は、一括納付を求めべく、事前通知なしに直ちに財産の差押えを執行することがあります。

なお、市税の滞納処分については国税徴収法の規定の例によるとされており、国税徴収法第47条（差押の要件）では、「滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。」と定められております。

●担当：財務部 収納対策課 徴収対策係 TEL 0287（23）8703

令和2年1月22日

大田原市 総合政策部 情報政策課 広報広聴係 TEL（23）8700